3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めるものとします。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図るものとします。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめとする土地関連諸法令や北海道自然環境等保全条例等の適切な運用により、また、国土利用計画の全国計画、北海道計画及び本計画の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図るものとします。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえて、関係行政機関相互間の適切な調整を図るものとします。

(3) 地域整備施策の推進

市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう市土の発展を目指し、地域の個性や多様性を活かしたまちづくりを推進するとともに、生活関連施設や交通基盤の整備を図るなど、市土における総合的な環境の向上に向けた施策を推進するものとします。

ただし、整備施策に伴う開発が自然環境に与える影響に十分留意し、自然との協調性を持たせた事業の推進を図るものとします。

(4) 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性の確保のため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性や風水害、土砂災害等、自然災害への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

さらに、森林の持つ市土保全機能の向上を図るため、地域特性に応じて間伐 等の森林整備を行い、森林の管理水準の向上を図ります。

また、宅地等の開発行為については、必要な指導及び規制を行い、適切な土地利用を図るとともに、恵まれた自然環境の保全に努めるものとします。

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

地球温暖化対策を加速し、持続可能な低炭素社会づくりを推進するため、太陽光発電に代表される新エネルギーの導入等を図り、環境負荷の小さなまちづくりに向けて適切な土地利用を図ります。

また、廃棄物の発生抑制と資源リサイクルを一層進めるとともに、発生した廃

棄物の適正な処理を行い、環境の保全を図るものとします。

さらに農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、河川、池沼等の自然浄化能力機能の維持などの健全な水循環の確保に努めます。

一方、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全と整備を図るものとし、都市においては美しく良好な街並や緑地・水辺景観の形成、農用地においては二次的自然としての農村景観の維持・形成、森林地域においては間伐・造林などによる適正管理を行うとともに、良好な自然景観の形成を図るものとします。

(6) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その影響の大きさに十分留意したうえで、 人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の 自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

特に、農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定 及び地域農業や景観等に及ぼす影響に留意し、地域経済の発展などから特に必要な土地需要が生じた場合には、非農業的土地利用との慎重な調整を図りつつ 適正な土地利用を図るものとします。

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養に留意しつつ災害の発生、 環境の悪化等多面的機能の低下を防止することを十分考慮して周辺の土地利用 との調整を図るものとします。特に大規模な土地利用の転換については、その 影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査等を行い、環境の 保全に配慮した適正な土地利用を図るものとします。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ周辺の土地利用との調整を図るものとします。

(7) 土地の有効利用の促進

市土は限られた資源であり、利用区分別の市土利用の基本方向に応じた利用の促進を図る必要があります。そのため、それぞれの土地所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図れるよう適切に指導するとともに、民間の活力を活かした有効な土地利用を図るものとします。

- 農用地については、農業基盤整備の推進と農用地の集積等による有効利用を図るものとします。
- ・ 森林については、その多面的機能が発揮されるよう、適切な国土保全の 推進や多様な生物の生息・生育環境としての機能確保とともに、自然との ふれあい、保養の場等として持続的な活用を図るものとします。
- 原野については、周辺の土地利用と調和した適正な利用を図るものとします。
- 河川等については、多様な生物の生息・生育環境としての機能を発揮す

るとともに、産業に必要な水量・水質の確保を図り、親水の場の形成を図るものとします。

- 道路については、幹線道路整備等による交通ネットワークの形成を図り、 安全で快適な道路空間の確保を図るものとします。
- ・ 住宅地については、中心市街地におけるまちなか居住を促進するととも に、住宅の長寿命化や中古住宅流通の仕組みづくりなど居住環境の整備を 推進し、また、需要に応じて宅地の供給を図るものとします。
- ・ 工業用地については、地域との調和と公害の防止に努め、企業立地を進めるものとします。
- ・ その他の宅地(事務所、商業地等)については、低未利用地の活用等による市街地の活性化を進めるとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、宅地の高度利用を図るものとします。
- ・ その他の土地利用の内、公共施設用地については、今後の行政需要に対応した配置と用地の確保を図るものとします。レクリエーション用地については、多様なライフスタイルに対応した整備・保全と有効活用を図るものとします。

(8) 多様な主体による市土の適切な管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして市土の管理に参加することにより、市土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な市土利用のための間接的な効果も期待できます。このため、所有者等による適切な管理や公的な役割に加え、市民、企業、各種団体、民間非営利組織(NPO)などが、様々な方法により市土の適切な管理に参画していく取り組みの推進を図るものとします。

(9) 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

市土における適切な土地利用行政の推進を図るため、土地利用に関する基礎的な調査を必要に応じて実施し、その総合的な利用を図るものとします。

また、市民の市土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図るものとします。

(10) 指標の活用

適切な市土の利用に資するため、計画の推進等にあたっては、各種指標の活用と諸計画との整合性の確保を図るものとします。